### 資料1 委員会審議における日本軍性奴隷制問題関連発言

## 1、日本政府・冒頭発言(杉山外務審議官、日本語で発言)

長年にわたり日韓両国間の懸案事項であった「慰安婦」問題に関しては、昨年12月28日に日韓外相会談が行われ、この問題は両国の間で最終的かつ不可逆的に解決されることが確認をされました。現在、両国それぞれが、合意の内容を誠実に実行に移すべく取り組んでいるところであります。日本政府としては、20世紀において戦時下、多くの女性たちの尊厳や名誉が深く傷つけられた過去を胸に刻め(ママ)続け、21世紀こそ女性の人権が傷つけられることのない世紀とするためリードしていく考えであります。本件については一言付け加えさせていただきます。そもそも、女子差別撤廃条約は、日本が同条約を締結した1985年ですが、締結以前に生じた問題に対してさかのぼって適用はされないということでありますから、「慰安婦」問題を同条約の実施状況においてとりあげることは適切ではないというのが日本政府の基本的な考え方だということを一言付け加えさせていただきます。

### 2、委員からの質問(1) ホフマイヤー委員(英語で発言)

Now, the issue of so-called comfort women. There is not enough time to elaborate my position as an expert. It is clear that CEDAW committee has the mandate to lead this issue because of the continuing effects of a human rights violation as long as victims do not get satisfaction. I have been familiar with this human rights issue since 1993 when the UN human rights conference was held in Vienna. Since the 1990s this topic was always on the international political agenda. I was a member of the Austrian governmental delegation in Beijing in 1995. In 2014, members of the Japanese Embassy in Austria briefed me. So my questions.

- Would you be so kind to explain the legal status of the bilateral agreement between Japan and the Republic of Korea and how to implement it.
- What about Japan's obligations under international human rights law concerning victims of other countries, for instance, China and the Philippines.
- How to implement the recommendations of a number of concluding observations of this Committee but also of other UN entities, especially the recommendations of this Committee in 2009 emphasizing the importance and necessity of compensation, prosecution of perpetrators who are still alive, proper investigation and information about the role of Japanese Military authorities during the World War II, education of the public including the revision of historical textbooks for pupils and students.
- And what could be a victim-centered approach perhaps an appropriate apology, full redress and reparation including compensation, satisfaction and full rehabilitation,
- and what about the heirs of the late comfort women.

### [上記部分日本語仮訳]

さて、いわゆる「慰安婦」問題についてです。私の専門家としての立場を詳しく述べる十分な時間はありません。被害者が満足を得ない限り、継続する人権侵害の影響のために、委員会がこの問題を取り上げる権限があることは明らかです。私はウィーンで国連人権会議が開かれた1993年からこの人権問題をよく知っています。1990年代から、この課題はいつも国際的、政治的なアジェンダに上っていました。私は1995年の北京 [女性会議]ではオーストリア政府の代表団でした。2014年には、オーストリアの日本大使館の職員が説明しに来ました。そこで私の質問です。

- 日本と韓国の間の二国間合意の法的性格について説明してください。そしてどのように実行に移すのですか。
- 国際人権法のもとでの他国の被害者、例えば中国やフィリピンの被害者に対する日本の義務について 説明してください。
- 本委員会や他の国連機関による多数の最終所見の勧告をどのように実行に移すのでしょうか。とりわけ 当委員会の2009年の勧告は、補償、存命の加害者の訴追、第二次世界大戦中の日本軍当局の役割 に関する適切な調査と情報、生徒や学生のための歴史教科書の改訂を含む一般の教育といったことの 重要性と必要性を強調しました。
- 何が被害者中心のアプローチになり得るでしょうか。おそらく適切な謝罪、そして補償、満足、完全なリハビリテーションといったものを含む、十分な救済と被害回復でしょうか。
- そして、亡くなった「慰安婦」の相続人について説明してください。

### 3、日本政府・返答(杉山外務審議官、英語と日本語で発言)

Thank you very much indeed for honorable committee member Judge Hofmeister to raise the question of the comfort women, which I made general reference to at the beginning of my initial statement. On top of what I just said, and also on top of what I already we, my government, submitted in written form to the question raised which was attached by the document showing the so-called agreement between Seoul and Tokyo done by the two foreign ministers on the 28th of December being immediately endorsed by the two leaders. I think I'd like to make a couple of important things about it as clear as possible as follows. Here allow me to speak for the sake of clarity in my own tongue.

[上記部分日本語仮訳:名誉ある委員会委員であるホフマイスター判事、私の冒頭発言のはじめに一般的に言及しました「慰安婦」について質問をしていただき大変ありがとうございます。私が発言したことに加え、また私たち、私の政府が出された質問に対してすでに文書で提出しました、12月28日に2人の外相によってなされ、その後ただちに2人のリーダーによって承認されたソウルと東京の間のいわゆる合意について、これからなるべく明確になるようにいくつかの大事な点を指摘したいと思います。明確にするため、自分の母語で話すことをお許しください」。

今申し上げたように、これまで申し上げたことに加えて、次のとおり主要な点、重要ですので口頭で申し上げます。まず、書面でも回答した通り、日本政府は日韓間で「慰安婦」問題が政治外交問題化した 1990 年代初頭以降、慰安婦問題に関する本格的な事実調査をおこないました。しかしながら、日本政府が発見した資料のなかには軍や官憲によるいわゆる強制連行というものを確認できるものはありませんでした。「慰安婦」が強制連行されたという見方が広く流布された原因は、1983 年、故人になりました吉田政治氏が「私の戦争犯罪」という本、刊行物のなかで吉田清治氏自らが、日本軍の命令で韓国の済州島において大勢の女性狩りをしたという虚偽の事実をねつ造して発表したためであります。この書物の内容は、当時、大手の新聞社のひとつである朝日新聞者により、事実であるかのように大きく報道され、日本、韓国の世論のみならず、国際社会にも大きな影響を与えました。しかしながら、この書物の内容は、後に複数の研究者により、完全に想像の産物であったことが、すでに証明されています。

それが証拠にこの朝日新聞自身も、2014年8月5日および6日を含め、その後9月にも、累次にわたり記事を掲載し、事実関係の誤りを認め、正式にこの点につき、読者に謝罪をしています。また、20万人という数字も、具体的な裏付けがない数字であります。朝日新聞は2014年8月5日付の記事で、女子挺身隊とは戦時下の日本内地や旧植民地の朝鮮、台湾で、女性を労働力として動員され組織された女子勤労挺身隊を指す。目的は労働力の利用であり、将兵の性の相手をさせられた「慰安婦」とは別だ、としたうえで、20万人との数字のもとになったのは、通常の戦時労働に動員された女子挺身隊と、ここでいう「慰安婦」をあやまって混同したことにあると自ら認めているのであります。

### なお、性奴隷といった表現は事実に反します。

日韓両政府間では「慰安婦」問題の早期妥結に向けて、真剣に協議を行ってきたところでありますが、先ほど申し上げたように、昨年 12 月 28 日にソウルにて日韓外相会談が開催され、日韓外相間で本件につき妥結に至り、「慰安婦」問題が最終的、不可逆的に解決されることが確認をされました。同日午後、日韓首脳電話会談が行われ、この合意に至ったことを確認し、評価をした次第であります。冒頭申し上げましたように、この時の日韓合意をあらわす資料は書面の回答に添付されておりますので、ここでその内容の詳細をご説明することはしません。

日本政府は、これまでもアジア女性基金などを通じて、本問題に真剣に取り組んでまいりました。今後、したがって韓国政府が元「慰安婦」の方々の支援を目的とした財団を設立し、これに日本政府の予算、十億円程度でありますが、資金を一括で拠出し、日韓両政府が協力し、すべての慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒しのための事業を行うこととなっております。現在、日韓両国政府は、それぞれ合意内容を誠実に実行にうつすべく、とりくんでいるところであり、この点は、現時点でも、まったく変わりはありません。このような日韓両国政府の努力につき、国際社会のご理解をいただけると大変ありがたく思います。ちなみにバンキムン国連事務総長を含め、国際社会は日韓両国が合意に達したことに歓迎の意を表明していると承知をしています。

もう一点だけ最後に付け加えます。今、ご質問をいただいたホフマイスター判事は、他の国の例もおあげになりました。先の大戦に関わる賠償ならび財産および請求権の問題について、ご指摘になられた点も含め、日本政府は米仏等 45 カ国との間で締結したサンフランシスコ平和条約、それだけではなくて、その他の二国間の条約など、これは実は日韓請求権経済協力協定も含みますし、日中の処理の仕方も含みます。こういったものによって、ここでそのいちいちを法律的に細かく説明することはしませんが、誠実に対応してきており、これらの条約と当事者との間では、個人の請求権の問題を含めて法的に解決済みだというのが日本政府の一貫した立場であります。最後に一言。にもかかわらず、日本政府はアジア女性基金を構築し、我が国の予

算からの拠出と一般からの募金によって一定の活動をしたということも、きちっと説明するためには長くなりますので、アジアの女性基金についての詳細は説明しませんが、おそらく各委員のみなさま内容をよくご存じだと思いますので、その点だけ付言をして私の答えにさせていただきたいと思います。

# 4、委員からの質問(2) ゾウ委員(英語で発言)

I am so sorry and disappointed by the statement made by the head of the Japanese delegation on the issue of comfort women. It is unacceptable. I believe, I think we all believe that history is history. No one can change and deny the history or historical facts that happened even 70 years ago.

Now from your statement I found the stance of the Japanese Government actually is contradictory. On one hand, you said you deny the history, you deny the issue of comfort women. On the other hand, you are talking about [that] you feel so pleased to [have] reach[ed an] agreement between the Japanese Government and the Republic of Korea. So, if according to you, if there's no such issue, why [did] the Japanese government have to reach [an] agreement with the Republic of Korea? And why [did] the Japanese government issue the Kono statement in 1993 which acknowledged for the first time that some administrative and military members were directly involved in recruiting the women, including tens of thousands of South Koreans who were forced to provide sex for imperial Japanese troops before and during WWII?

Now let's [go] back to the agreement. If the Japanese government considers that the issue of comfort women has been solved totally, and [that] Prime Minister Abe has already expressed apologies as prime minister of Japan, now I wish to know:

Whether the Government of Japan, in order to show your sincerity, is willing to send written apologies to all comfort women who have been waiting to have their rights recognized for all their lives, for the last seventy years, and acknowledge your legal responsibilities, provide adequate reparations to all surviving comfort women, as well as bring all perpetrators prosecuted or punished if they are found guilty as recommended by the relevant human rights treaty bodies and the international committees?

If you do not accept this, why [did] you accept in the UPR the recommendation by the Government of [the] Netherlands to include the information of comfort women in your textbooks? So I really want the Japanese Government to recognize what really happened during WW2.

### [上記部分日本語仮訳]

私は「慰安婦」問題に関する日本代表団の団長の発言を聞き大変残念で失望しています。これは受け入れることはできません。私は、そして私たちすべてが歴史は歴史であると信じています。70年前に起こったことだからと言って歴史や歴史的事実を変えたり否定することは誰にもできません。

あなたの発言から、日本政府の立場というのは実際矛盾していることがわかりました。一方で、歴史を否定するといい、「慰安婦」問題を否定している。その一方で、日本政府と韓国の間で合意に達したことをとても喜ばしいと語っている。よって、あなたが言うように、そのような問題がないのであれば、日本政府は韓国政府と合意に至らなければならなかったのでしょうか?そして、第二次世界大戦前や戦中、大日本帝国軍のために性を提供することを強いられた何万人もの韓国人を含む女性たちの募集に、幾人かの軍の官憲が直接に女性を募集したことを初めて認めた河野談話を、1993年に日本政府はなぜ発表したのでしょうか?

さて、合意に戻りましょう。日本政府は「慰安婦」問題が完全に解決されたと考えるならば、また安倍首相が日本の総理大臣として謝罪をすでに表明したというのであれば、私は以下のことを知りたいと思います。

日本政府は、その誠意を示すために、70年にわたる全人生の間、権利が認められることを待っているすべての「慰安婦」に対して書面での謝罪(謝罪の手紙)を送る用意があるでしょうか。そして関連する条約機関や国際的な委員会が勧告しているように、法的責任を認め、すべての生きている「慰安婦」に十分な被害回復を提供し、すべての加害者を訴追し、有罪と認められれば処罰するといったことをする用意はあるでしょうか?

もしこれらを受け入れないのであれば、[国連人権理事会の]普遍的定期審査(UPR)においてオランダ政府が教科書に「慰安婦」の情報を入れるようにといった勧告をなぜ受け入れたのですか? 私は日本政府が第二次世界大戦中に本当に起こったことを認めてほしいと思います。

## 5、日本政府・返答(杉山外務審議官、英語と日本語で発言)

Thank you very much honorable member Zou for your statement about comfort women issue, I think for the sake of clarity let me speak in my own national tongue.

[上記部分日本語仮訳:名誉あるゾウ委員、「慰安婦」問題についての発言をありがとうございます。明確にするため、私の国の言語で話をさせてください。]

いま、ゾウ委員会からご指摘された点についていくつかお応えします。まず第 1 に、さきほど内容についてはすでにお配りしてあるので、詳しく説明しませんと申し上げましたが、昨年の 12 月 28 日に岸田外務大臣と尹長官の間で最終的かつ不可逆的に解決されていることは文書の回答の添付の文書を見ていただければ明確だと思います。

したがって日本政府がこの問題について、例えば歴史の否定をしているとか、この問題について何の措置もとっていないというご批判は事実に反すると言わざるを得ません。ちなみに、さきほどいわゆる強制ということは、我々が調査したなかには裏付けられなかったと申し上げましたが、この岸田大臣の合意のなかには、「慰安婦」問題は当時の軍の関与のもとに多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、日本政府は責任を痛感している。これらすべての方々に心からお詫びと反省の気持ちを表明する。そして額は 10 億円程度ということですが、日本の予算の措置により財団を設立する、それからさらにいろんな説明をしなくてはならないんですが、もう中身について時間がないのでそれ以上言いません。

で、ここでいう当時の軍の関与というのは、慰安所が軍の当局の要請により設立されたものであるとか、慰安所の設置、管理、および慰安婦の移送について、日本軍の関与があったとか、あるいは「慰安婦」の募集について軍の要請を受けた業者が主にこれにあたったということが、従来から認めていることであって、私がさっき申し上げたことは、そのことともに、例えば20万人という数字は、完全に間違いということを、本人、出した新聞社が認めているとか、そういうことを明確にするために申し上げたわけだし、性奴隷という表現も事実に反すると、もう一度、ここで繰り返しておきたい。

ちなみに書面で回答に添付した両外相の共同文書のなかにも、性奴隷という言葉は一か所も見つからないのも事実であります。したがって、いまゾウ委員からご指摘を受けましたが、非常に残念なことに、ぞう委員のご指摘はいずれの点においても、日本政府として受け入れられるものではないだけでなくて、事実に反することを発言されたという風に、残念ながら申し上げざるを得ないということを、明確に発言をしておきたいと思います。

### 6、日本政府・追加コメント(杉山外務審議官、日本語で発言)

すでに先ほど申し上げたように、委員のお手元に届けてある日韓の合意、これは日韓間の合意であって、これを現在、日韓両国政府はそれぞれ誠実に実行をうつすべく取り組んでいるところであり、この点はまったく変わっていません。このような日韓間の合意についてぜひ理解をしていただきたい。こういう重要なことを忘れたので、もう一回繰り返します。

# 資料 2 2009 年最終所見から今回審査に至るまでの文書

●以下に掲載した文書の原文(英語)は国連人権高等弁務官事務所のウェブサイトに掲載。

http://tbinternet.ohchr.org/\_layouts/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=JPN&Lang=EN

●日本政府報告書の日本語仮訳は以下のウェブサイトに掲載。

内閣府男女共同参画局 http://www.gender.go.jp/international/int\_kaigi/int\_teppai/index.html 外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/

# 1、2009 年 CEDAW 最終所見 (CEDAW/C/JPN/CO/6、「慰安婦」関連部分のみ抜粋、政府仮訳)

37. 委員会は、「慰安婦」の状況に対処するために締約国がいくつかの措置を講じたことに留意するが、第二次世界大戦中に被害者となった「慰安婦」の状況の恒久的な解決策が締約国において見出されていないことを遺憾に思い、学校の教科書からこの問題への言及が削除されていることに懸念を表明する。

38. 委員会は、締約国が「慰安婦」の状況の恒久的な解決のための方策を見出す努力を早急に行うことへの 勧告を改めて表明する。この取組には、被害者への補償、加害者の訴追、及びこれらの犯罪に関する一般 国民に対する教育が含まれる。

### 2、女子差別撤廃条約実施状況 第7回及び第8回 日本政府報告 (2014年9月、政府仮訳)

#### 4. 慰安婦問題に対する、日本政府の立場及びこれまでの取組

97. 本条約は、我が国が本条約を締結(1985年)する以前に生じた問題に対して遡って適用されないため、慰安婦問題を本条約の実施状況の報告において取り上げることは適切でないというのが我が国の基本的な考えである。その上で、2009年7月第44会期女子差別撤廃委員会の審議及び第6回報告最終見解の中で慰安婦問題について言及されている点に関し、あえて、貴委員会への参考として、我が国の取組について述べることとする。

98. 日本は、先の大戦に至る一時期、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた。これまで、日本政府は、こうした歴史の事実を謙虚に受け止め、改めて痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを累次表明するとともに、先の大戦における内外のすべての犠牲者に謹んで哀悼の意を繰り返し表明してきた。

99. 慰安婦問題に関しては、安倍晋三内閣総理大臣は、筆舌に尽くしがたいつらい思いをされた方々のことを思い、非常に心を痛めている。この点についての思いは、これまでも繰り返し表明されてきており、歴代内閣総理大臣と変わらない。

100. 一方、慰安婦問題を含め先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題については、日本政府は 米、英、仏等45か国との間で締結したサンフランシスコ平和条約及び二国 間条約等に従って誠実に対応して きているところであって、これらの条約等の当事国との間では、元慰安婦も含めて個人の請求権の問題につ いては法的に解決済みである。特に、韓国との間では、日韓請求権協定第2条1が、「両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関 する問題が、1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条 (a)に規定され たものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」と規定している。

101. それでもなお、日本は、慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であることから、日本政府及び日本国民のお詫びと反省の気持ちをいかなる形で表すかにつき国民的な議論を尽くした結果、1995年7月19日、元慰安婦の方々に対する償いの事業などを行うことを目的に、国民と政府が協力して「アジア女性基金(AWF)」を設立した。具体的には、AWFは、韓国、フィリピン、台湾の元慰安婦(各国政府によって認定され、かつ本人が受取りを望んだ方々)に対し、償い金(一人当たり200万円)をお渡しした。また、AWFは上記のそれぞれの国において、医療・福祉支援事業も実施しており、インドネシアにおいては高齢者のための福祉施設整備のための財政支援を実施し、オランダにおいては、先の大戦中心身にわたり癒やしがたい傷を受けた方々の生活状況の改善を支援するための事業に財政支援を行った。政府は、AWFの事業に必要な資金として総額約48億円の拠出を行い、元慰安婦の方々への医療・福祉支援事業(総額約11億2,200万円)や国民からの募金に基づく「償い金」の支給等の基金事業に対して最大限の協力を行って

きた。さらに、償い金が提供された際、その当時の内閣総理大臣(橋本龍太郎内閣総理大臣、小渕恵三内閣総理大臣、森喜朗内閣総理大臣及び小泉純一郎内閣総理大臣)は、政府を代表して、自筆の署名を付した謝罪と反省を表明した手紙をそれぞれの元慰安婦に直接送った。AWFは、インドネシアでの事業が終了したことを受け2007年3月に解散したが、現在も、AWFのフォローアップ事業を行っている。

102. これまでの歴史の中では多くの戦争があり、その中で、女性の人権が侵害されてきた。21世紀こそ人権侵害のない世紀にすることが大切であり、我が国としても全力を尽くしていく考えである。

#### 3、JNNC からの文書提出(2014年9月? 原文英語、日本語仮訳)

- ①日本軍性奴隷制の事実の否定は、被害者に再び心的外傷を呼び起こす現在進行形の人権侵害である。 締約国の首相は「強制連行を示す証拠はなかった」(衆議院予算委員会 2013.2.7)と国会で答弁している。 締約国は被害者の証言を証拠としてとらえているのか。
- ②締約国は2007年3月末に終了したアジア女性基金の活動を報告しているが、対象国とならなかった中国や東ティモールの被害者ついて、締約国は今後どのような措置を講じるつもりか。
- ③再発防止は重要な被害回復措置のひとつである。締約国は生徒や一般市民、とりわけ「女性・平和・安全保障」の分野で役割を担う自衛隊員に日本軍性奴隷制の歴史を伝えるためにどのような努力をしているか。
- ④安倍首相は米新聞紙上で「慰安婦」は「人身売買の被害」を受けたと発言したが、人身売買であったことを 認諾したことに伴う国家の責任をどのように考えているのか。

## <背景>

締約国は第二次世界大戦中に日本軍によって性奴隷にされたアジア各国の女性たちに対して、いまだ公式謝罪、賠償、教育を通じての再発防止などの被害回復措置をとっておらず、女性差別撤廃委員会をは じめとする条約委員会やその他の国連人権機関の勧告はまったく実施されていない。

- ①「慰安婦」被害者が起こした裁判では、被害者の証言に基づき、10件中8件で被害事実の認定がなされている。なお、政府は「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述はなかった」と2007年3月に閣議決定して以来、その立場を国内外に表明している。
- ②締約国はアジア女性基金の活動紹介を繰り返し報告しているが、この 20 年間で多くの国連人権機関がアジア女性基金では国の責任は果たされなかったと結論付けている。また、基金の対象国を限った理由は明らかにされておらず、対象となったインドネシアにおいても、被害者の調査・認定をしなかったために名乗り出ていた被害者個人は被害回復措置も受けておらず、「元慰安婦が多く存在したとされる地域に重点的に」高齢者施設を設置したとする締約国政府の主張も調査をしていない以上、成り立たない。
- ③1997 年にすべての中学歴史教科書に「慰安婦」問題の記述が掲載されたが、2015 年時点ではすべて 削除されている。また検定基準に「政府見解や確定判例の基づく記述をする」が新たに入ったため、高校 教科書でも自主規制して「慰安婦」問題を削除した事例も出てきた。

安倍首相は国連総会等の場で紛争下の女性に対する性暴力は許されないとし、政府として被害女性への 支援を強めていくと表明している。しかし、過去の自国の軍が犯した性暴力行為については事実さえ否定 し、また自衛隊員に対する日本軍性奴隷制の歴史教育はなされておらず、再発防止策も取られていない。

④ "On the question of comfort women, when my thought goes to these people, who have been victimized by human trafficking and gone through immeasurable pain and suffering beyond description, my heart aches." Washington Post, March 26, 2015

## 4、女性差別撤廃委員会からの課題リスト抜粋(CEDAW/C/JPN/Q/7-8 2015.8.3 付)

問9 委員会は、「『慰安婦』の強制的連行(forcible removal)を示す証拠はなかった」という最近の公式声明についての情報提供を受けている。この情報についてコメントされたい。また、締約国は、中国や東ティモールを含む、アジア女性基金の対象外となる国々の「慰安婦」に対する補償措置を講じ、加害者を訴追する意

思があるかどうか、示されたい。締約国が、「慰安婦」問題についての言及を学校の教科書に復活させ、この 問題について国民の意識を高めようとする意思があるかどうか、示されたい。

# 5、JNNC からの文書提出(2016年1月、日本軍「慰安婦」部分抜粋)

#### 1、日本政府による被害事実の否定

日本政府は、日本軍が慰安所の設置・運営に関与し、女性たちがその意に反して連行され、強制的な状 況にあったことを認める「河野談話」を 1993 年に発表した。しかし 2007 年には「同日の調査結果の発表まで に政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかっ た」「との見解を閣議で決定し、現在では「いわば強制連行("forceful recruitment" "forceful deportation" "forceful transcription" "forceful taken-away"などと英訳される )の裏づけとなるものはなかった」2と発言する など、河野談話を骨抜きにする主張をしている。

女性たちがその意思に反して日本軍性奴隷制に組み込まれた経緯は、就業詐欺、人身取引、拉致など多 様である。日本兵に連行された証言は多数あるものの、軍が「強制連行せよ」との違法行為を命じる文書は存 在し得ないことは歴史家も指摘しており、公文書としては戦後のオランダによる*バタビア*臨時軍法会議の資料 (抑留所の女性を軍が選んで強制的に「慰安婦」にしたスマラン事件を含む)3、極東軍事裁判における宣誓 供述書等が発見されているところである。

そもそも慰安所の立案、設置、運営、管理に軍が組織的に関わったことは、これまでに発見された公文書 300 点以上によって明らかであり、日本の歴史学会、海外の日本研究者も日本政府の見解を批判する声明 を発表している4。連行方法にかかわらず、日本軍の性奴隷として性行為を強要されたという被害事実を日本 政府が曖昧さのない形で認め、そのうえで謝罪し、賠償することが被害を受けた女性たちの希望である。しか し、日本政府は、「慰安婦」制度を奴隷と考えるのは不適切であると主張している。

## 2、政府の施策とアジア女性基金

日本政府はアジア女性基金(1995-2007)で対処したと国内外で主張しているが、募金による「償い金」の支 給に対しては被害者の反発は強く、韓国、台湾の多くの被害者が受け取りを拒否、フィリピンやオランダでも 名乗り出ていた代表的な女性が拒否した。よって、「償い金」を受け取らなかった女性たちは、政府の資金も 首相の手紙も受け取っていない。また、対象国 5 カ国にはインドネシアも入っているが、被害者認定がなされ ず、個人への金銭の支給はなかった。

アジア女性基金の対象にならなかった地域のうち、中国は最初の被害者が 1992 年に名乗り出て、日本政 府に対する損害賠償請求裁判が 1995 年以降に日本で 4 件提訴され、判決でも「慰安婦」として受けた被害 の事実が認定されたが、アジア女性基金の対象国にはならなかった。東ティモールは、独立間近の 2000 年 に市民団体が被害者の聞き取りを始め、被害者も数次にわたって来日して日本政府に被害回復を求めてい るが、東ティモールにも被害者が存在することを日本政府が公式に認知しているかどうか定かではない。

なお、民間基金であるアジア女性基金は、日本軍による性奴隷制の被害者の被害回復には不適切で、日 本政府の責任を果たしたことにはならない旨を、数々の国連人権機関が指摘している(CCPR, CESCR, CEDAW, CAT, ILO)6°

22013年2月7日、衆議院予算委員会における安倍晋三首相(当時)の発言

<sup>1</sup> 内閣衆質 166 第 110 号 (2007.3.16)

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> オランダ政府が 1994 年に公表した公式調査報告書でも複数の事例があるが、菅官房長官は 2014 年 9 月 5 日の記者 会見で「インドネシアの件でも事業も調整済みで、その上で強制連行を示す資料は見当たらなかったというのが政府 としての立場」と発言している。

<sup>4「</sup>日本の歴史家を支持する声明」(2015.5.5)、歴史関係 16 団体による「『慰安婦』問題に関する日本の歴史学 会・歴史教育者団体の声明」(2015.5.25)など。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> Comments by the Government of Japan on the Concluding Observations of the Human Rights Committee (CCPRIC/JPN/CO/6), July 27, 2015.

6 [2013](CAT/C/JPN/CO/2) 19. The Committee regrets that the compensation, financed by private donations rather than public

funds, was insufficient and inadequate.

<sup>[2009](</sup>CEDAW/C/JPN/CO/6) 37. regrets the State party's failure to find a lasting solution for the situation of "comfort women" victimized during the Second World War

<sup>[2008](</sup>CCPR/CJPN/CO/5) 22. the compensation provided to victims is financed by private donations rather than public funds

<sup>[2001](</sup>E/C.12/1/Add.67) 26. The Committee expresses its concern that the compensation offered to wartime "comfort women" by the Asian Women's Fund, which is primarily financed through private funding, has not been deemed an acceptable measure by the women concerned.

被害者の出身国については、研究者や市民団体がマレーシア、パプア・ニューギニア、ミャンマー、東ティモールにおいて「慰安婦」被害者の証言を聞き取る作業がなされているが、これらの国は日本政府が河野談話発表時に認知した被害者出身国には入っていない。また、公文書や元日本兵の手記などから、タイ、シンガポール、インド洋(アンダマン・ニコバル)など日本軍が支配したほぼ全域に慰安所が設置されたことが記録されている。しかし、日本政府が自ら被害の実態調査を行う兆しはなく、日本政府による日本軍性奴隷制の真相究明の努力は徹底的に不足している。

#### 3. 加害者訴追

戦後、締約国が、第二次世界大戦中に日本軍が設置・運営した慰安所制度の加害者を訴追したことはいまだかつてなく、その意志を具体的に示したこともない。2014年6月12日、紛争下における性的暴力の終焉に向けたグローバル・サミットで、岸信夫外務副大臣(当時)は「性的暴力は犯罪です。重要なのは加害者の不処罰の文化を排除し性的暴力に対する人々の考え方の変革を促すことなのです」と発言しているが、「慰安婦」制度に関する捜査は何ら行われていない。

なお、慰安所設置の責任者でいまだ存命の元日本軍人には、中曽根康弘元首相がいる。中曽根元首相は、1978年の自らの手記でインドネシアのバリクパパンに「慰安所をつくってやった」「と述べていた。2007年には、外国人記者から質問を受けて「囲碁・将棋などをする娯楽施設だった」8と発言したが、2011年、中曽根元首相が設置したのは「土人女を集め」た慰安所だったことを示す公文書が、市民団体の努力によって防衛省図書館から発見されている9。

## 4. 教科書における削除、メモリアル設置への妨害

日本政府は、性奴隷制のような犯罪を二度と繰り返さないためにも教育を強化すべきだが、それに反して 教科書からは削除し、他国における教育や記憶の取り組みに対しても抵抗している。

## 4-1、歴史教科書からの抹消

4-1-1 義務教育の最終過程である中学校教科書における「慰安婦」関連記述は、河野談話発表後に記載が始まり、1997年から使用された7社すべての教科書に記述された。しかし、2002年度版から減り始め、2012年にはゼロとなった。

2014年1月、日本政府は中学校教科書の検定基準を改訂し、政府見解に基づいて書くことを求める管理 強化がなされた。2014年の検定で新規出版社1社が「慰安婦」関連の記述を申請したが、「朝鮮・台湾の若 い女性たちのなかには、『慰安婦』として戦地に送りこまれた人たちがいた。女性たちは、日本軍とともに移動 させられて、自分の意思で行動できなかった」、「日本政府も『慰安所』の設置と運営に軍が関与していたこと を認め、お詫びと反省の意を表わした」、「(この問題は)国連の人権委員会やアメリカ議会などでも取り上げら れ、戦争中の女性への暴力の責任が問われるようになって(いる)」など、客観的事実を述べた部分が欠陥箇 所とされ、削除された<sup>10</sup>。

4-1-2 このような日本政府の立場は、地方政府にも影響を与え、教育に対する介入・監視の強化が進んでいる。2015 年、大阪府教育委員会は、高校で「慰安婦」制度を教える際には必ず使うようにと副教材を全校に配り、「活用状況」を毎年報告させることとした11。この教材の内容は、前述のいわゆる「強制連行」を否定

[adopted 2012] Observation (CEACR) However, the Committee recalls that it has considered in its earlier observations that the rejection by the majority of former "comfort women" of monies from the AWF, because it was not seen as compensation from the Government, suggested that this measure had not met the expectations of the majority of the victims.

<sup>7「23</sup>歳で3000人の総指揮官」『終わりなき海軍』(1978年、文化放送開発センター)

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> "Ex-Japanese PM Denies Setting Up Brothel", March 23, 2007, The Washington Post

<sup>9 「</sup>海軍航空基地第2設営班資料」(第二設営班の宮地米三元工営長が当時の防衛庁戦史編纂官の依頼で1962年に複製)

 $<sup>^{10}</sup>$  http://www.ne.jp/asahi/kyokasho/net21/danwa20150406.htm「子どもと教科書全国ネット 21」ウェブサイトより。その「指摘事由」は「政府の統一的な見解に基づいた記述がされていない」ということであり、文科省の説明によれば、「政府の統一的な見解」とは、「河野談話」発表までに政府が発見した資料の中には「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」とする辻元清美議員への答弁書(平成 19年3月16日閣議決定)と、クマラスワミ報告書について「重大な懸念を示す観点から留保を付す旨表明している」とする片山さつき議員への答弁書(平成 24年9月11日閣議決定)であるという。

<sup>11</sup> 教育長発「「慰安婦」に関する補助教材について」教委高第 2796 号 平成 27 年 10 月 28 日付

する日本政府の立場に追従するものである。日本政府はこのような地方自治体の教育への介入を放置している。

4-1-3 日本政府は、米国・マグロウヒル社が発行する教科書についても、「重大な事実誤認や日本政府の立場と相いれない記述がある」と主張している<sup>12</sup>。2014 年 11 月には在 NY 総領事館が米国・マグロウヒル社に対して「慰安婦」にかかわる記述を削除するよう要請<sup>13</sup>、同書の執筆者に対しても在ハワイ領事館が突然訪問して削除を要請した<sup>14</sup>。米国・マグロウヒル社は削除に応じなかった。

#### 4-2、国外での記憶の取り組みへの抵抗

日本政府は加害国として反省を込めて、二度と繰り返さないために歴史の事実を次世代に伝える意思を示し、実行することが求められているが、反対に、国内外で教育や記憶の取り組みを妨害している。以下はその事例である。

- i. 2012.5.1. 米国ニュージャージー州パリセイズパーク市にある「慰安婦」の記念碑に対して、日本政府 (在 NY 日本総領事)が撤去申し入れ<sup>15</sup>
- ii. 2015.2.25. 菅義偉官房長官は記者会見で、米カリフォルニア州グレンデール市での「慰安婦」記念碑設置について「米国内で慰安婦像や碑の設置はわが国政府の立場やこれまでの取り組みと全く相いれない。極めて残念なことを受け止めている」「原告の関係者を含む在留邦人とは、わが国の総領事館幹部を通じて緊密に連携を取っている」と発言<sup>16</sup>
- iii. 2015.6.5. 菅義偉官房長官は記者会見で、台湾での「慰安婦」記念館設置について「当然わが国の立場とは相いれない」「そうした動きが本格化するようであれば、さまざまなルートを使ってわが国の立場を説明し、(設置を)取りやめるよう詰めていきたい」と発言<sup>17</sup>
- iv. 2015.9.24. 菅義偉官房長官は記者会見で、米カリフォルニア州サンフランシスコ市議会が「慰安婦」メモリアル設置案を全会一致で採択したことについて「日本政府の考え方やこれまでの取り組みと相いれない内容であり極めて残念だ」と発言<sup>18</sup>
- v. 2015.10.15. 安倍総理大臣は自民党幹部に対し2年後のユネスコ世界記憶遺産に「慰安婦」の記録が「登録されることがないように今から万全を尽くすことが大切だ」と指示19。

### 5、1325NAPと日本軍性奴隷制

日本政府は、2013 年 3 月に国連女性の地位委員会で安保理決議 1325 号国別行動計画を策定することを表明した。その策定過程では市民社会の提案を受け、前文に「戦争を含む過去の歴史の中で、女性の名誉と尊厳が深く傷付けられ、多くの女性に対する暴力が引き起こされた。日本は、これを真摯に受け止め、その反省に立って、平和国家としての歩みを重ねるとともに、男女平等の実現に向けた取組を進めてきた」と記述した計画案を 2014 年 9 月にパブリックコメントに付した。

しかしこの記述は 2015 年 9 月、国連総会で安倍首相が発表した国別行動計画からは削除された。日本 軍性奴隷制を含む過去の犯罪行為を「真摯に受け止め」「反省に立つ」との認識を示したうえで女性・平和・ 安全保障というグローバルな課題に取り組むべきとの市民社会の声は、完全に無視されることとなった。

#### 6、求める勧告案

日本政府は、日本政府および軍が「慰安所」として立案・設置し、管理・統制した事実を曖昧ではない形で認め、甚大な人権侵害に対する責任を認めること。公式謝罪、補償、公文書の全面公開、生徒や一般の人々に対する教育を含む、被害回復措置を早急に実施し、被害を受けた女性たちに対するさらなる人権侵害を防ぐために、被害事実を否定する発言に反駁すること。

### 追記:

13 Wall Street Journal 2015.1.15. 時事通信 2015.1.19.

<sup>12</sup> 産経新聞 2014.11.18

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> Sydney Morning Herald 2015.2.15 Japan Times 2015.3.5

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> New York Times 2012.5.18

<sup>16</sup> 官邸ウェブサイト 官房長官記者会見 2015.2.25 http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201502/25\_a.html

<sup>17</sup> 産経新聞 web 2015.6.5 http://www.sankei.com/politics/news/150605/plt1506050044-n1.html

<sup>18</sup> 産経新聞 web 2015.9.24 http://www.sankei.com/politics/news/150924/plt1509240022-n1.html

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> 産経新聞 web 2015.10.15 http://www.sankei.com/politics/news/151015/plt1510150042-n1.html、FNN 2015.10.16

2015年12月28日に日韓両国の外務大臣が「慰安婦」問題に関して、最終的かつ不可逆的な解決に合意したと発表した。この政治的妥結について、被害者および支援団体がどのように受け止めているかについては、NGOブリーフィングの際に情報提供する予定である。

# 6、日本政府による課題リストへの回答(2015年1月29日付 CEDAW/C/JPN/Q/7-8/Add.1)

- 1. 2015年11月2日に行われた日韓首脳会談において、依然として慰安婦問題が、日韓関係の発展に影響を与えているとの認識を踏まえ、日韓両国政府は、本件に関する協議を今後も継続し、できるだけ早期に妥結するため、協議を加速化させることで一致した。その後、両国外交当局の局長協議等を集中的に行い、同年12月28日、ソウルにて日韓外相会談が開催され、両外相は両国の合意内容(別添)について共同記者発表を行った。また、同日後刻、日韓首脳電話会談が行われ、日韓両首脳はその合意を確認した。今回の合意により、日韓両国政府は、慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認した。
- 2. 以上の経緯を踏まえ、委員会から提起された質問に対しては次のとおり回答する。
  - (1)「『慰安婦』の強制的連行(forcible removal)を示す証拠はなかったという最近の公式声明」に関する質問について:

日本政府は、1990年代初頭以降、慰安婦問題が日韓間における政治問題として取り上げ始められた際、事実関係に関する本格的な調査を行った。右調査とは、関係省庁における関連文書の調査、米国国立公文書館等での文献調査、更には軍関係者や慰安所経営者等各方面への聞き取り調査や挺対協の証言集の分析等である。当該調査を通じて得られた、日本政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる「強制連行」は確認できなかった。

- (2)「中国や東ティモールを含む、アジア女性基金の対象外となる国々の『慰安婦』に対する補償措置を講じ、加害者を訴追する意思があるか」という質問について: そのような意思はない。
- (3)「『慰安婦』問題についての言及を学校の教科書に復活させ、この問題について国民の意識を高めようとする意思があるか」という質問について:

日本では国定教科書制度はとっていないため、個別具体の記述について政府としてお答えする立場にない。

#### 7、日本政府の回答に対する NGO からの情報提供 (2015年2月15日付、英文、27頁)

日韓政府「合意」後の状況について情報提供をしたアクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」 (wam)の報告書は、国連人権高等弁務官事務所のウェブサイトからダウンロード可能 http://tbinternet.ohchr.org/\_layouts/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=JPN&Lang=EN